

議案第39号

ぶんえいよねんめいあみだによらいしゆじいたび
「文永四年銘阿弥陀如来種子板碑」の川崎市重要歴史記念物指定に係る諮問について

1 諮問内容

「文永四年銘阿弥陀如来種子板碑」は、最大高165.4cm・最大幅40.2cm・最大厚4.0cmで、上端部の頭部山形から基部まで、ほぼ完形を留めている。板状に加工した緑泥片岩を素材として、頭部を山形に整形し、二条線を刻んだ下に、梵字で表した阿弥陀如来の種子と蓮華座を彫り込み、さらにその下に「文永四年^{ひのとう}丁卯三月十五日」（鎌倉時代・1267年）の紀年銘が刻まれている。本板碑は、昭和15（1940）年に麻生区岡上字開戸で行われていた堰の改修工事中に発見されたもので、表裏両面の板状の加工や二条線、種子、蓮華座の彫りは非常に丁寧で、市域から出土した板碑としては最大で最古の板碑である。

申請人宗教法人東光院代表役員福井一光から令和4年1月17日付けで指定申請書が提出されたため、川崎市文化財保護条例第3条第2項に基づき、「文永四年銘阿弥陀如来種子板碑」を川崎市重要歴史記念物として指定することについて、川崎市文化財審議会に諮問する。

2 市重要歴史記念物 指定候補

名称及び数量	文永四年銘阿弥陀如来種子板碑 1基
所在地	川崎市麻生区岡上2-12-1
所有者	宗教法人 東光院 代表役員 福井一光
指定区分	川崎市重要歴史記念物
年代	鎌倉時代 文永4（1267）年
法量	最大高 165.4cm 最大幅 40.2cm 最大厚 4.0cm

(案)

川教文第 号
令和 年 月 日

川崎市文化財審議会
会長 相澤 正彦 様

川崎市教育委員会
教育長 小田嶋 満

川崎市重要歴史記念物の指定について（諮問）

このことについて、別添のとおり宗教法人東光院代表役員福井一光から指定申請書が提出されましたので、川崎市文化財保護条例第3条第2項の規定により、次の文化財の指定について、川崎市文化財審議会に諮問いたします。

川崎市重要歴史記念物 指定候補

名 称	員数	年 代	所 有 者	所 在 地
文永四年銘阿弥陀如来種子板碑	1 基	文永 4 (1267) 年	宗教法人 東 光 院 代表役員 福井一光	麻生区岡上 2-12-1

〔添付書類〕

指定申請書（写）

文永四年銘阿弥陀如来種子板碑 指定調書

※添付書類につきましては、資料 2 ページから 5 ページまでに掲載しています。